

平成24年2月

針江・霜降地区のみなさんへ

針 江 区 長  
霜 降 区 長

# 「針江・霜降の水辺景観まちづくり協議会」が発足しました

重要文化的景観とは、平成17年の文化財保護法の改正で誕生した新しい文化財の種類の一つで、自然と人の暮らしが作り上げてきた文化的な風景全体をさします。

針江・霜降地域では、この地域に残る独特の町並みやカバタや水路、湖岸のヨシ群落などの水辺での生活を伝える風景が貴重な文化的景観の要素として高く評価され、平成22年8月5日「高島市針江・霜降の水辺景観」として国の重要文化的景観に選定されました。これらの風景は、ここに住む私たちにとって誇るべき大切な宝物であり、次世代の人々によりよい形で伝えていかなくてはならないものです。

この宝物を今後どのようにして守り・伝え・活かしていくのかを、私たち地域に住む者たちで考え実践していくため、このたび地域住民で、「針江・霜降の水辺景観まちづくり協議会」を立ち上げることになりました。発足役員は下記のとおりです。

まちづくり協議会では、こうした素晴らしい文化的景観を有する針江・霜降地域の目指すべきまちづくりについて検討し、今後、守り伝え、活かしていくために必要となる取り決めや計画の策定をしていきたいと考えています。

地域のみなさんのご協力、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。



## 【針江・霜降水辺景観まちづくり協議会役員】

会長 山川 悟  
副会長 針江区長（美濃部 勝己） 霜降区長（長谷川 廣志）  
総務 山川 伊一、海東 真澄  
環境・普及 橋本 剛明、川島 徳治郎、伊藤 昭

## 区民のみなさんへのお知らせ

- ◎重要文化的景観の選定は、私たちが住んでいる地域の風景全体を文化財として守っていかうとする制度です。このため、一定以上の土木・建築工事をされる場合は、市へ届出をしていただき、その内容については高島市景観計画に沿って審査が行われることとなります。ただし、この計画は景観（外観）を守るためのものであり、日常生活をしていく上で必要な内部の修理や変更を制約するものではありません。
- ◎針江・霜降地域が重要文化的景観に選定される際、重要な構成要素として認定をされている物件（カバタ45、建造物3、池1、水路5など）を、取り壊したり修理をして現状を変更したりする場合は、市を通じて、文化庁長官に届け出る必要があります。一方、その認定されている建物を修理・修景する場合は、費用の2分の1を国から補助を受けることができます。（工事内容については、補助金交付の対象となるかどうかについての別途協議が必要です。）重要な構成要素の修理を希望される方は、平成24年5月末までに本協議会役員へ申し出てください。

### この協議会では…

- ◎文化的景観の保全と活用のための具体的な活動の企画立案
- ◎重要文化的景観の中で定められている構成要素を整備・修理するための計画の策定
- ◎重要文化的景観を多くの人に広めるための普及や研修および広報

などを中心に活動を進めます。実際の整備・修理・その他の事業の実施については、そのつど区民のみなさんにお知らせをして、ご協力をお願いすることとなりますので、どうかよろしくお願ひします。

[針江・霜降の水辺景観まちづくり協議会会則抜粋]

(目的)

第2条 (針江・霜降の水辺景観まちづくり)協議会は、市民・関係団体が協力して、針江・霜降地域の文化的景観の保全と地域に見合った活用を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は次に掲げる活動を行う。

- (1) 文化的景観の保全と活用に向けた活動の企画立案および関係団体との連携
- (2) 重要文化的景観整備計画の策定
- (3) 文化的景観に関する連絡協議および普及・研修
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(役員を選出)

第6条 役員は改選時の区長が選任する。

- 2 会長は、役員の中から互選により選出する。